

四日市市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例をここに公布する。

平成31年3月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第16号

四日市市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例

四日市市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例（平成24年四日市市条例第48号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(水道布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 水道布設工事監督者は、次の各号のいずれかに該当する資格を有する者とする。</p> <p>(1)から(7)まで (略)</p> <p>(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、水道に関する技術上の実務に1年以上従事した経験を有するもの</p>	<p>(水道布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 水道布設工事監督者は、次の各号のいずれかに該当する資格を有する者とする。</p> <p>(1)から(7)まで (略)</p> <p>(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。）であって、水道に関する技術上の実務に1年以上従事した経験を有するもの</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に行われた技術士法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の四日市市水道布設工事監督者及び水道技術管

理者の資格等を定める条例第3条第1項第8号の適用については、同法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

(上下水道局管理部総務課)